

令和 5 年

第 1 4 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 5 年 1 1 月 7 日

前橋市農業委員会

- ・開会日時 令和5年11月7日午後2時2分
- ・閉会日時 令和5年11月7日午後2時55分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室

・出席委員（23人）

1 番 石村 利夫	3 番 小堀 清	4 番 星野 和幸	5 番 松島 敏男
6 番 伊能 良雄	7 番 関 けい子	8 番 横室 辰雄	9 番 坂本 忠
10 番 井田 健	11 番 平野 豊一	12 番 須賀 民雄	13 番 阿久津 昌枝
14 番 松田 智之	15 番 茂木 啓二	16 番 栗原 博	17 番 奥野 芳男
18 番 伊藤 晴夫	19 番 山口 かず子	20 番 狩野 富一	21 番 小林 要
22 番 石井 真帆美	23 番 町田 祐介	24 番 猪岡 正一	

・欠席委員（1人）

2 番 澁澤 聖一

・事務局出席者

事務局長 高橋 之彦	局長補佐 長谷川 浩樹	局長補佐 井草 依早子	係長 高山 幸治
副主幹 佐藤 信一	副主幹 山田 正史	副主幹 望月 優至	主事 柴野 雄介
主事 山崎 佑香	嘱託員 富永 嵐太		

・付議事件

- （1）議案第71号 農地法第3条の規定による許可申請について
- （2）議案第72号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- （3）議案第73号 農地法第4条の規定による許可申請について
- （4）議案第74号 農地法第5条の規定による許可申請について
- （5）議案第75号 競売農地の買受適格証明願い 耕作目的について
- （6）議案第76号 公売農地の買受適格証明願い 耕作目的について
- （7）議案第77号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- （4）農地転用等の意見聴取の結果について
- （5）令和6年度前橋市農業施策等に関する意見の回答について

事務局長	それでは定刻になりましたので、これより令和5年第14回農業委員会総会を開催いたします。本日は会長が欠席となっておりますので、開会に先立ちまして阿久津会長職務代理者よりご挨拶をお願いいたします。
阿久津会長 職務代理者 事務局長	◇（挨拶） ありがとうございました。続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者は、2番澁澤聖一委員の1人であります。従いまして在任委員24人中23人の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、本総会是一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきます事をご了承ください。ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますが、先ほど申し上げたとおり本日は会長が欠席ですので、阿久津会長職務代理者に議長をお願いします。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、令和5年第14回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。14番松田智之委員、15番茂木啓二委員をお願いいたします。なお、総会での発言については会議規則に基づき、挙手をして自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めてから発言をお願いします。発言は審議に関するものとし、要点をおさえ簡潔をお願いします。特に、議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。それでは議事に入ります。 議案第71号農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から11番の審議に入りますが、整理番号3番については申請関係者に議席番号23番委員が該当しますので、23番委員の退室をお願いします。それでは始めに整理番号3番について、事務局の説明をお願いします。
山崎主事	◇（説明） 以上整理番号3番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しない為、許可条件をすべて満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長 ◇◇◇	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議長 ◇◇◇	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議長	◇（挙手） 全員賛成でありますので、議案第71号農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号3番を許可とすることに決定いたします。それでは、議席番号23番委員の入室を許可します。 引き続き議案第71号農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。整理番号1番、2番、4番から11番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
山崎主事	◇（説明） 以上整理番号1番、2番、4番から11番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しない為、許可条件をすべて満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長 ◇◇◇	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番、2番、4番から11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇ 議 長	◇ (挙 手) 全員賛成でありますので、議案第7 1号農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番、2番、4番から1 1番を許可とすることに決定いたします。
望月副主幹	次に、議案第7 2号農地法の規定による許可後の計画変更申請第5条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
議 長	◇ (説 明) 以上整理番号1番の申請についてご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
◇◇◇ 議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
	◇ (意見、質問等なし) ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇ 議 長	◇ (挙 手) 全員賛成でありますので、議案第7 2号農地法の規定による許可後の計画変更申請第5条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定します。
佐藤副主幹	次に、議案第7 3号農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から4番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
	◇ (説 明) 以上整理番号1番から4番の申請については、農地法第4条第6項の不許可の条件に該当しない為、許可条件をすべて満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇ 議 長	◇ (意見、質問等なし) ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇ 議 長	◇ (挙 手) 全員賛成でありますので、議案第7 3号農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から4番を許可とすることに決定いたします。
望月副主幹	次に、議案第7 4号農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から3 0番までの審議に入りますが、整理番号1 7番については申請関係者に議席番号2 3番委員が該当しますので、2 3番委員の退室をお願いします。それでは始めに整理番号1 7番について、事務局の説明をお願いします。
	◇ (説 明) 以上整理番号1 7番の申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しない為、許可条件をすべて満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇ 議 長	◇ (意見、質問等なし) ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1 7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇ 議 長	◇ (挙 手) 全員賛成でありますので、議案第7 4号農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1 7番を許可とすることに決定いたします。それでは、議席番号2 3番委員の入室を許可します。
望月副主幹	引き続き議案第7 4号農地法第5条の規定による許可申請について審議いたします。整理番号1番から1 6番、1 8番から3 0番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
	◇ (説 明)

議 長
調査班長
(松田委員)

以上整理番号1番から16番、18番から30番の申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しない為、許可条件をすべて満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、整理番号2番、7番、10番、16番については、現地・面接調査を実施していますので調査班長の報告をお願いします。

◇(報 告)

ご報告いたします。整理番号5条の2番、売買、露天駐車場。現地・面接調査案内図は、1ページから7ページです。申請地は市立荒子小学校から北西約100mに位置し、北側、東側は宅地、西側、南側は道路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地案内図は4ページです。面接には申請法人の代表者及び申請代理人である行政書士の2名で来られました。申請事由として、泉沢の工場は敷地が狭く、また近くに借りている従業員用の駐車場も手狭なため、近くで露天資材置場、露天駐車場に適地を探していたところ、工場から南に150mほどの位置にある申請地を譲ってもらえることになったため申請するものです。申請法人は、泉沢の工場で自動車部品の製造を主に事業を行っており、従業員は60名、年間の売上額は14億円ほどで、現在事業は好調のため、芳賀東部工業団地内にも工場を借りているとのことです。申請地には従業員用駐車場として42台を確保し、資材は鉄のパレットを置くとのことです。土地の造成は、西側道路と高さを合わせて転圧して碎石敷にし、雨水は自然浸透、境界の確定は済んでおり、外灯の設置は今後検討するとのことです。出入口は西側に設け、東側南側には単管バリケードを設置するとのことです。以上のことから調査班としましては資材置場、駐車場の必要性、事業の現実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の10番、賃貸借、貸店舗。現地・面接調査案内図は18ページから24ページです。申請地は、上毛電鉄江木駅から北東約700mに位置し、南は主要地方道前橋大間々桐生線、北側、西側、東側は道路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地案内図は21ページです。面接には申請法人の店舗開発担当者が4名で来られました。申請法人は、全国で住宅や商業施設、物流倉庫、貸店舗等の建築を行っているとのことです。年間売上額は約5兆円とのことです。申請事由ですが、貸店舗を新築し駐車場65台分を整備したく申請をするものです。貸店舗の利用者は、ドラッグストアの経営を中心に事業を行っている法人で、全国で1,412店舗、県内では21店舗営業しているとのことで年間売上額は8276億円とのことです。今回申請した貸店舗の従業員は10人ほどで、営業時間は10時～20時、1日あたりの来客者数は平日で500人、年間の売上額は6億円を見込んでおり、賃借の期間は30年間、賃借料は年間3000万円とのことです。土地の造成は地内で切り盛りし、道路の高さに合わせ整地し全体的にアスファルト舗装を行い、汚水は浄化槽で処理後側溝に放流、雨水は駐車場の下に浸透式の貯留槽を設置し宅内浸透処理をして水路に放流するとのことです。また、駐車場に照明灯を設置しますが、周辺農地に影響が無いように内側を照らすように設置するとのことです。出入り口は南側に設け、来客者の安全を考慮し北側と西側の周囲に高さ1.1mのフェンスを設置するとのことです。調査班としましては土地の必要性、事業の現実性が伺えること、周辺農地へ与える影響は極めて小さいこと等により許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の7番、16番、賃貸借、店舗。現地・面接調査案内図は、8ページから17ページです。申請地は駒寄インターチェンジから南に約300mで、北側は、県道南新井前橋線に面し、西側、東側は道路、南側は農地に囲まれた市街地化が見込まれる第3種農地です。現地案内図は13ページです。面接には申請法人の提携会社の社員3名が来られました。申請法人は東京都に本社を置き、全国展開するコンビニエンスストアチェーンです。年間売上額は5兆円、店舗数は約21,400店、本県に於いて475店舗を営業しており前橋市内では86店舗を営業しております。申請事由として県道南新井前橋線沿い及び駒寄インターチェンジの付近で、需要の望まれるコンビニエンスストアの候補地を検討したところ、計画地で地主とも折りが付いたため2024年4月に開店をしたく申請するものです。店舗の概要ですが、物販

店舗のコンビニエンスストアで、床面積が181.28㎡、来客者用駐車場を25台分確保します。従業員は社員とパートで20名程、24時間営業で年間の売り上げ見込み額は2億5千万円、賃借の期間は30年間とのです。土地の造成は、南に向かって緩やかな傾斜をつけて道路の高さに合わせ整地し、全体的にアスファルト舗装を行うとのことです。排水関係ですが、汚水は西側の下水道に接続し、雨水については駐車場にスリット側溝、U字溝を設置し敷地内で集水したのちに南側の水路に放流します。また照明灯は、建物の壁面から駐車場を照らし周囲の農地に影響がないよう設置し、出入口は北側の県道沿いに2か所、東西にそれぞれ1か所設けるとのことです。来客者の安全を考慮し、周囲には高さ1.2mのメッシュフェンスを設置します。また図面にありますように、交通量や周辺の状況が変化した場合に対応するために店舗南側に駐車場用地を確保しているとのことです。以上のことから調査班としましては、コンビニエンスストアの必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから許可相当と判断しました。以上です。

議 長 以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇ ◇（意見、質問等）

井田委員 10番井田です。整理番号7番についてです。現地面接調査案内図の図面を見ますと地番237-20は農地と一体利用するとあります。ですが237-20は道路とありますのでどのように利用するのか詳しく説明をお願いします。

望月副主幹 事務局の望月です。道路部分については道路管理課と用途廃止、払い下げの手続きが進んでおり、道路用地も含めて一体利用する計画となっております。

井田委員 10番井田です。同じく7番ですが、先ほどの説明のとおり用途廃止、払い下げをしても西側道路に影響はないのでしょうか。

望月副主幹 事務局の望月です。西側道路は不便なく利用でき、コンビニへの出入りもすることができると伺っております。

議 長 他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から16番、18番から30番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇ ◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第74号農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番から16番、18番から30番を許可とすることに決定いたします。なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が異存なしと答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますのでご承知をお願いします。

次に、議案第75号競売農地の買受適格証明願い（耕作目的）について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

山崎主事 ◇（説 明）

以上整理番号1番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しない為、許可条件をすべて満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇ ◇（意見、質問等なし）

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を適格とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇ ◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第75号競売農地の買受適格証明願い（耕作目的）について、整理番号1番を適格とすることに決定いたします。なお、当該願い出人が最高価格競落人となり許可申請書が提出された場合には、本証明願いの内容と事情が異なると会長が認めた場合を除き、

許可して差し支えない旨の付帯決議事項を付けさせていただきます。

次に、議案第76号公売農地の買受適格証明願（耕作目的）について、整理番号1番から4番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

山崎主事

◇（説明）

以上整理番号1番から4番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しない為、許可条件をすべて満たしておりますのでご報告いたします。なお1番の申請については、現地面接調査を行っておりますので、後ほど調査班長の報告を持ってご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

説明がありました通り、整理番号1番については現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

調査班長

◇（報告）

（松田委員）

ご報告いたします。整理番号公売買受適格証明願（耕作目的）の1番、新規就農です。現地・面接調査案内図は25ページから45ページです。申請地は、上毛電鉄新屋駅から北約750mに位置する大前田地内の農用地区域内の農地です。面接には願出本人が来られました。願出人は申請地から約3kmに居住し、申請地までは8分ほどでいけるそうです。申請事由ですが、現在自家焙煎のコーヒー豆を道の駅の産直に出しており、世界のコーヒー豆の産地を訪れて実際のコーヒー園を見てきたとのことで、今回申請地を取得しコーヒーの木を育てたいとのことです。農作業歴は、過去に4年間ほど米づくりをしており、現在は自宅でコーヒーの木を鉢で育てているとのことです。申請地取得後には、コーヒーの木を栽培している熊本の農家を訪問し研修をしたいとのことです。申請地では、コーヒーの木を種から育て、周りにはシャドーツリーとしてヘーゼルナッツを植え、同時に亜熱帯の木または植物も育てるとのことです。現在国産のコーヒーは栽培の実績が少ないため、研究をしながら栽培を行いたいとのことでした。ちなみにコーヒーの実実は0℃～50℃が生育温度とのことです。コーヒーの実が収穫できるまでに6～7年ほどを見込んでいるとのことで、いずれはコーヒーの実を収穫し収入を確保したいとのことです。出荷先は道の駅などを考えており、売り上げは年間30万円ほどを目指しているとのことです。農業従事者は、願出人と願出人の子の2人で、子も申請地まで8分ほどの場所に住んでいるとのことです。必要な機械は、刈り払い機2台を所有し自宅に保管しており、トラクター1台は友人から借りるとのことです。国産のコーヒー豆の栽培は難しいと感じているが、熱意をもってチャレンジしたいとのことでした。以上のことから調査班としましては、営農意欲もあり、また技術習得の努力や将来のあるべき姿までを思いを巡らせていることが伺えたため、適格相当と判断しました。以上です。

議長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇（意見、質問等なし）

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から4番を適格とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇（挙手）

議長

全員賛成でありますので、議案第76号公売農地の買受適格証明願（耕作目的）について、整理番号1番から4番を適格とすることに決定いたします。なお、当該願出人が最高価格競落人となり、許可申請書が提出された場合には本証明願の内容と事情が異なると会長が認めた場合を除き、許可して差し支えない旨の付帯決議事項を付けさせていただきます

次に、議案第77号農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。

柴野主事

◇（説明）

農用地利用集積計画の説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇
議 長

◇（意見・質問等なし）

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第77号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇
議 長

◇（挙 手）

全員賛成でありますので、議案第77号農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。

次に、22ページ以降の報告事項ですが、報告事項（1）から（3）までの内容は、

（1）法第4条の届出書の受理状況 2件

（2）法第5条の届出書の受理状況 16件

（3）法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 7件

また、報告事項（4）は、10月の第12回総会において許可とした、法第5条の農地転用2件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が異存なしと答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので後ほどご覧ください。

続いて、報告事項（5）令和6年度前橋市農業施策等に関する意見の回答について、事務局の説明を求めます。

長谷川補佐

◇（説 明）

以上説明とさせていただきます。

議 長

以上で説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇
議 長

◇（意見・質問等なし）

ご意見等ございませんか。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので総会を閉会といたします。

（閉会午後2時55分）